

令和元年度第2回大阪府河川構造物等審議会 傍聴者意見

開催日時	令和元年12月23日 月曜日 午後1時30分から午後3時30分まで
場所	大阪府西大阪治水事務所 1階 AB会議室

(大阪市 中村氏)

発言内容

住之江区の坊主です。まず住民として聞いてて聞き捨てならないことが、先ほど防潮堤について国の方は非常に有意義なお話じゃないかと思いますが、委員の方からは水門だけのことを考えた基準をつくっておけばいいと。そのほかのものに基準を適用すべきではないというような考え方もあるよというようなお話がありましたが、前回、一番最初のときに申したんですけれども、この水門ありきでいろいろな対応策を考えるのはちょっとフライングではないかと。こういうような結果が出て、この水門を嵩上げてでもこれから起きるだろうと想定できる高潮に対応するような防災計画がつかれない場合は、水門方式自身を見直す必要があるんじゃないかとは思いますが、特にこの周辺の嵩上げが簡単にできないのであれば、そう簡単に水門だけを高くしたらいいということにはならないと思う。

それから今回は、設計について気候変動を中心にいろいろ御議論されてますが、1か月ほど前、会長が副会長をされている水防法に基づく浸水エリアの想定委員会では、台風の進行方向によって潮位偏差がたくさん変わってくるよと。例えば、今もちょっとありましたけれども、台風21号のときに2.77メートルの偏差が起きているわけですね。そしたら、この偏差が起きているということも今回の設計条件を考えるときに十分考えとかなければだめです。

そのときも言ったんですが、水防法自身が私は間違ってるんじゃないかと思うんです。洪水は確かに浸水マップでいいと思うんですけれども、高潮の場合は今先ほど申した防潮堤だとか、この水門が10センチ、20センチオーバーフローする高潮が来れば、今回の台風19号のような水害が先ほどもあったように気象条件があれば、幾らでも起きるよということは来年起きるかもわからない。下手したら1年に何回も起きるかもわからん。そういうような状態のことを防災計画になったら、非常に我々としては問題かと。それからこの先ほどの条件の中で抜けているのは、波力の中でここを大阪府さんは津波で浸かるとおっしゃっているんです。これが津波になれば、膨大な波力がかかってくると思います。

さらにですね、大阪府さんは答えをおっしゃらないんですが、防災計画では熊本地震を踏まえて、2度続けて起きる地震も対応すると。そしたらこの津波が2度続けて、この水門に当たったときにどれだけの水位の上昇が起きて、どれだけの被害が起きるかというのはぜひ検討しとかなないと、ここの本当の先ほど申しましたように、この高潮問題を含めて、防災計画としては不十分じゃないかと思えます。ですから進行方向の問題、それから津波の問題、それから周辺の嵩上げ。これは防潮堤以外にも防潮堤のない土地もたくさんあるわけです。港湾施設もある。そういうことも含めて、やるとすれば私はやはり前回の水防法の研究会のときにも申しましたけれども、潮位偏差の場所と方向をぜひ出してほしいと言っていたと思っていますけど、やはり奥の防波堤等でそういうものをカバーしていかないと、本当に安全ある防災計画にはならないんじゃないかと思えますので、よろしく願いいたします。